

四国圏広域地方計画中間評価
(参考資料)

■ 四国における取組の現状

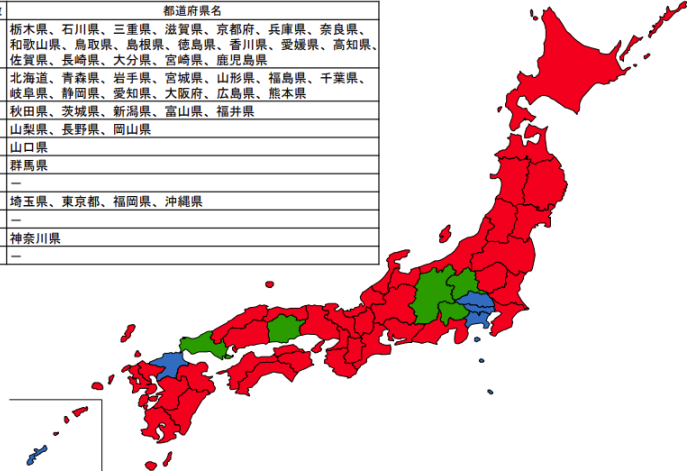
<国土強靱化地域計画>

国土強靱化地域計画とは、法律に基づき地方公共団体が策定する国土強靱化（大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり、地域づくりを推進するもの）に関する施策の推進に関する基本的な計画である。

令和3年11月1日時点において、四国圏の4県については、既に計画を全ての市町村で策定済み。

都道府県別 策定済みの市区町村の割合（政府指定都市を除く）

割合	都道府県数	都道府県名
100%	19	栃木県、石川県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
90%以上100%未満	13	北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、千葉県、岐阜県、静岡県、愛知県、大阪府、広島県、熊本県
80%以上90%未満	5	秋田県、茨城県、新潟県、富山県、福井県
70%以上80%未満	3	山梨県、長野県、岡山県
60%以上70%未満	1	山口県
50%以上60%未満	1	群馬県
40%以上50%未満	0	—
30%以上40%未満	4	埼玉県、東京都、福岡県、沖縄県
20%以上30%未満	0	—
10%以上20%未満	1	神奈川県
1%以上10%未満	0	—



出典）地域強靱化計画（R3.11 内閣官房）

▲ 国土強靱化地域計画の策定状況

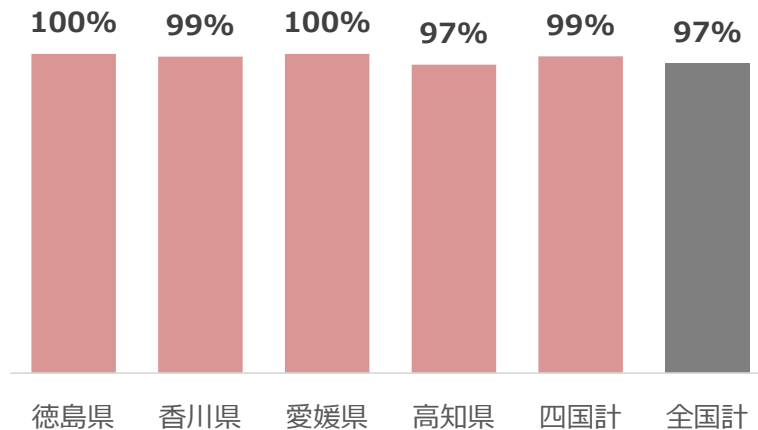
<四国8の字ネットワーク>

「四国8の字ネットワーク」は、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、高知東部自動車道、阿南安芸自動車道で構成される全長約810kmの高規格道路ネットワークである。

<女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画>

女性の能力が十分に発揮できる社会を実現するため、「女性活躍推進法」が平成28年4月1日から全面施行され、常用労働者301人以上の大企業は、（1）自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、（2）行動計画の策定・届出・公表、（3）自社の女性の活躍に関する情報公表などが新たに義務づけられている（労働者300人以下の中小企業の場合は努力義務）。

四国圏における令和3年9月末時点での策定状況は以下のとおり。



出典）厚生労働省資料（R3.9 月末）

▲ 女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況（301人以上の企業）

<移動等円滑化促進方針・基本構想（バリアフリー）>

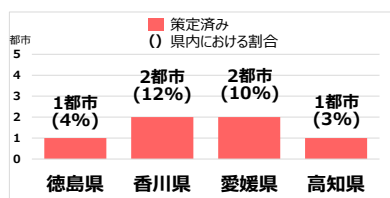
バリアフリー法において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（移動等円滑化促進方針）又は移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成するよう努めるものとされている。

令和3年3月末時点において、全国における策定率は18%（移動等円滑化促進方針11市町村・基本構想309市町村）であり、四国圏においては以下の6市（6%）で策定されている。

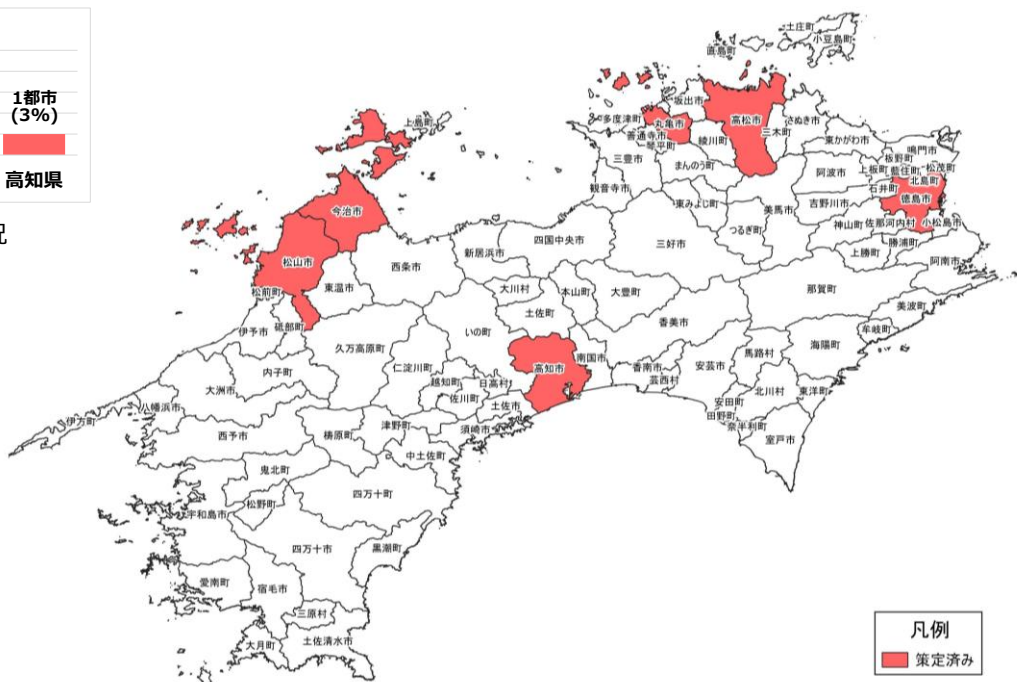
▼基本構想策定市町村（四国圏）

取組状況	徳島県	香川県	愛媛県	高知県
策定済み	徳島市	高松市	松山市	高知市
		丸亀市	今治市	
計 (割合)	1都市 (4%)	2都市 (12%)	2都市 (10%)	1都市 (3%)

出典) 国土交通省資料 (R3.3月末)



▲各県における策定状況



凡例
■ 策定済み

出典) 国土交通省資料 (R3.3月末)

▲移動等円滑化促進方針・基本構想策定市町村（四国圏）

<四国港湾ビジョン 2040>

四国圏における人口減少や「Society 5.0」を踏まえた社会構造の転換に対応、あるいは転換を誘導すべく、「港湾の中長期政策『PORT2030』」（平成 30 年 7 月国土交通省港湾局策定）も踏まえながら、港湾施設・サービス・空間形成等の総合的な港湾の未来像について検討することを目的として、「四国港湾ビジョン 2040」を令和 2 年 6 月 30 日に策定している。

四国圏における港湾の未来像として、（1）労働力不足に立ち向かう港湾、（2）地域に新たな価値を生み出す港湾、（3）自然環境の変化に対応する港湾の 3 本柱をかかげ、取り組むべき施策についても推進している。



▲四国港湾ビジョン 2040 における今後特に推進すべき施策（3 本柱）

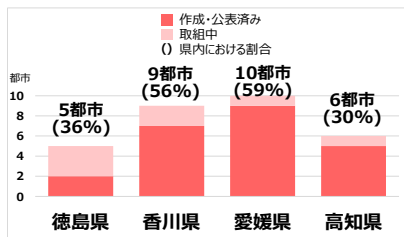
<立地適正化計画>

立地適正化計画は、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて作成する計画である。持続可能なまちづくりに向け、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を誘導するものである。

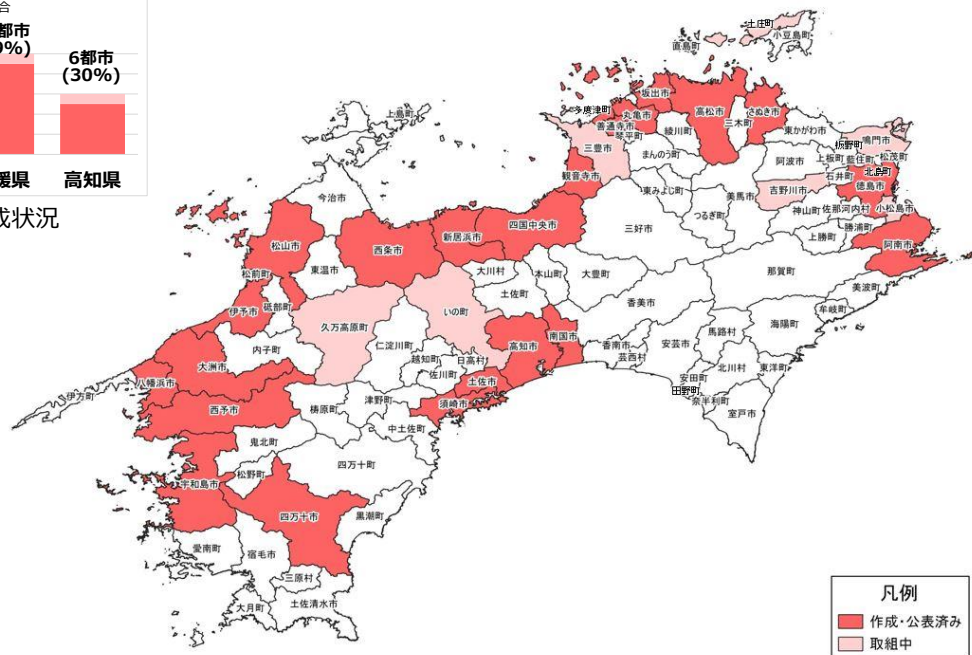
令和3年7月31日時点において、四国圏では以下の30都市（45%）において具体的な取組が行われている。

▼立地適正化計画の作成状況（四国圏）

取組状況	徳島県	香川県	愛媛県	高知県
作成・公表済み	徳島市	高松市	松山市	高知市
	阿南市	丸亀市	宇和島市	南国市
		坂出市	八幡浜市	土佐市
		善通寺市	新居浜市	須崎市
		観音寺市	西条市	四万十市
		さぬき市	大洲市	
		多度津町	伊予市	
			四国中央市 西予市	
取組中	鳴門市	三豊市	久万高原町	いの町
	小松島市	土庄町		
	吉野川市			
計 (割合)	5都市 (36%)	9都市 (56%)	10都市 (59%)	6都市 (30%)



▲各県における作成状況



凡例
■ 作成・公表済み
■ 取組中

出典) 国土交通省資料 (R3.7.31)

▲立地適正化計画の作成状況（四国圏）

<地域公共交通計画>

地域公共交通計画は、地域公共交通活性化再生法（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって、望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープランとなる計画である。地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とするものである。

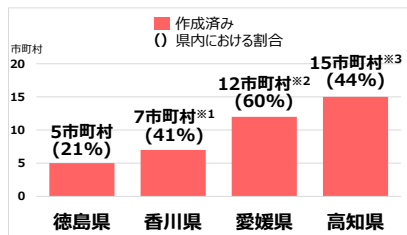
令和3年9月末時点において、四国圏では以下の39市町村（41%）の計画が作成されている。

▼地域公共交通計画の作成状況（四国圏）

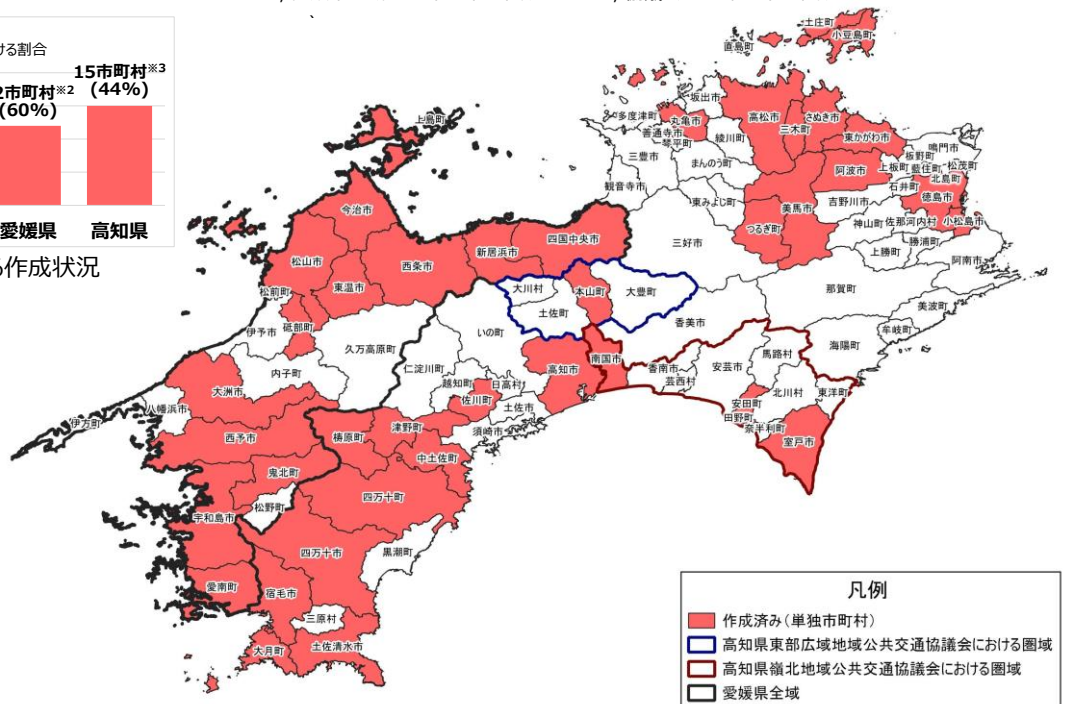
取組状況	徳島県	香川県	愛媛県	高知県
作成済み (市町村数)	小松島市 阿波市 徳島市 美馬市 つるぎ町	高松市 丸亀市 東かがわ市 さぬき市 小豆島町・土庄町 三木町	東温市 西予市 大洲市 新居浜市 松山市 宇和島市 今治市 西条市 四国中央市 愛南町 鬼北町 砥部町 愛媛県全域	高知市 宿毛市 南国市 土佐清水市 四万十市 室戸市 田野町 佐川町 津野町 中土佐町 本山町 安田町 四万十町 大月町 梶原町 高知県東部広域地域公共交通協議会(室戸市・安芸市・南国市・香南市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村) 高知県嶺北地域公共交通協議会(本山町・大豊町・土佐町・大川村)

計 (割合)	5市町村 (21%)	7市町村※1 (41%)	12市町村※2 (60%)	15市町村※3 (44%)
-----------	---------------	-----------------	------------------	------------------

※1；小豆島町、土庄町はそれぞれ1町としてカウント ※2；愛媛県全域を除く単独市町村数 ※3；協議会を除く単独市町村数



▲各県における作成状況



出典) 国土交通省資料 (R3.9月末)

▲地域公共交通計画の作成状況（四国圏）

<定住自立圏・連携中枢都市圏>

定住自立圏構想とは、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地域に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出するため、全国的な見地から推進していく施策である。

さらに、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成取組として、連携中枢都市圏が推進されている。

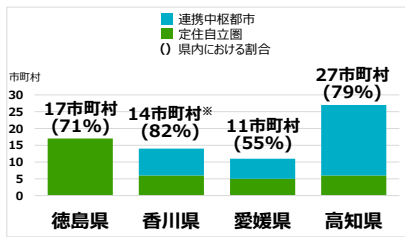
現時点※において、四国圏では以下の69市町村（73%）において具体的な取組が行われている。

※定住自立圏：R3.4.1 現在、連携中枢都市圏：R3.11.1 現在

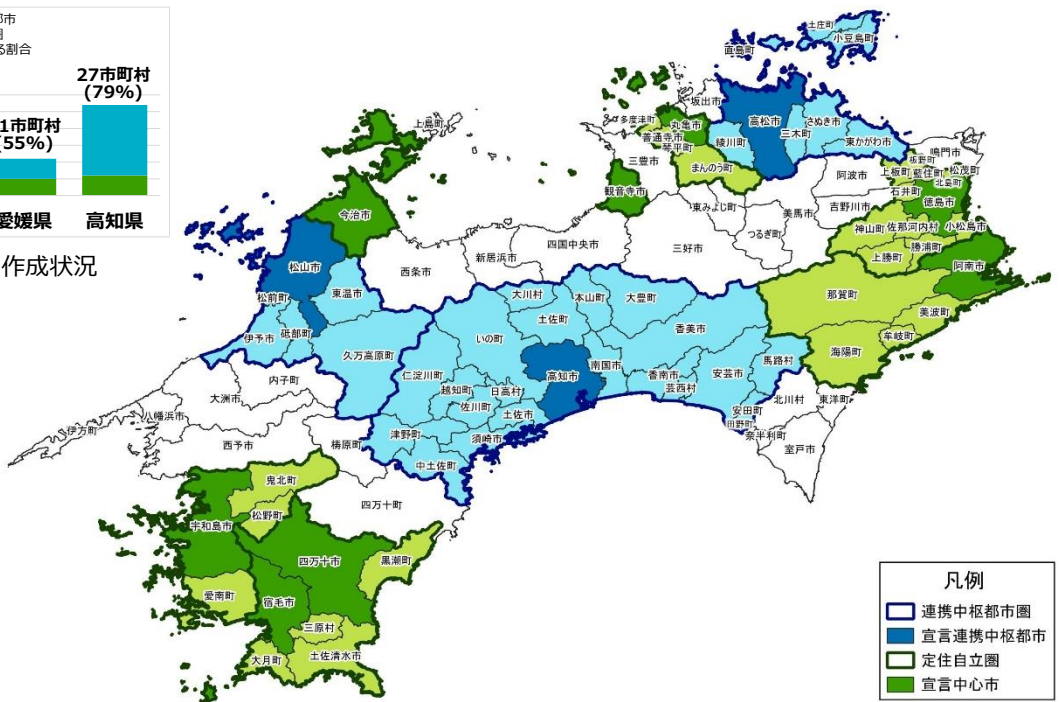
▼連携中枢都市圏・定住自立圏の取組状況（四国圏）

取組状況	徳島県	香川県	愛媛県	高知県
連携中枢都市圏 (市町村数)	—	高松市(8)	松山市(6)	高知市(21)
定住自立圏 (市町村数)	徳島市(12) 阿南市(5)	丸亀市(5) 観音寺市(1)※	今治市(1) 宇和島市(4)	四万十・宿毛市(6)
計 (割合)	17市町村 (71%)	14市町村 (82%)	11市町村 (55%)	27市町村 (79%)

※観音寺市は宣言のみ。



▲各県における作成状況



出典) 定住自立圏：総務省資料（R3.4.1）、
連携中枢都市圏：総務省資料（R3.11.1）

▲連携中枢都市圏・定住自立圏の取組状況（四国圏）

＜観光地域づくり＞

国・地方公共団体・民間事業者等が連携し、訪日外国人旅行者の受入環境の整備・充実を総合的に推進することで、全国的に訪日外国人旅行者が安心して快適に、移動・滞在・観光することができる環境を提供し、訪日外国人旅行者の訪問を促進するとともに、満足度を高め、リピーターの増加を図ることを目指している。

多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人として、以下の「観光地域づくり法人（登録DMO）」がある。

▼観光地域づくり法人（登録DMO）一覧（四国圏関連）

申請区分	名称	マーケティングエリア
広域連携 DMO	(一社) せとうち観光推進機構	兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県
	(一社) 四国ツーリズム創造機構	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
地域連携 DMO	(一社) しまなみジャパン	【広島県】尾道市 【愛媛県】今治市、上島町
	(一社) イーストとくしま観光推進機構	【徳島県】徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
	(一社) そらの郷	【徳島県】三好市、美馬市、つるぎ町、東みよし町
	(一社) 四国の右下観光局	【徳島県】美波町、阿南市、那賀町、牟岐町、海陽町
	(公社) 香川県観光協会	香川県
	(一社) 愛媛県観光物産協会	愛媛県
	(株) ソラヤマいしづち	【愛媛県】西条市、久万高原町 【高知県】いの町、大川村
	(一社) 高知県東部観光協議会	【高知県】安芸市、室戸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
	(一社) 幡多広域観光協議会	【高知県】四万十市、宿毛市、土佐清水市、大月町、三原村、黒潮町
	(一社) 仁淀ブルー観光協議会	【高知県】佐川町、土佐市、いの町、仁淀川町、越知町、日高村
地域 DMO	(一財) 丸亀市観光協会	【香川県】丸亀市
	(一社) 八幡浜市ふるさと観光公社	【愛媛県】八幡浜市
	(一社) キタ・マネジメント	【愛媛県】大洲市
	(特非) N P O 砂浜美術館	【高知県】黒潮町
計	16 団体	【徳島県】5 団体、【香川県】4 団体、【愛媛県】7 団体、【高知県】6 団体

出典) 国土交通省 観光庁資料 (R3.11.4)